

○浦安市環境保全条例等施行規則

平成21年 6 月 29 日

規則第42号

改正 平成24年 3 月 30 日規則第33号

(題名改称)

平成27年 9 月 4 日規則第43号

令和 3 年 3 月 19 日規則第12号

令和 4 年 9 月 29 日規則第60号

令和 4 年 10 月 26 日規則第71号

浦安市公害防止条例施行規則（昭和47年規則第14号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市環境保全条例（平成20年条例第36号。以下「条例」という。）並びに環境基本法（平成 5 年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則33・一部改正)

(ばい煙特定施設)

第 2 条 条例第10条第 3 号に規定する規則で定める施設は、別表第 1 のとおりとする。

(ばい煙の規制基準)

第 3 条 条例第11条第 1 項の規定により規則で定める規制基準は、別表第 2 のとおりとする。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第 4 条 条例第13条第 1 項又は第14条第 1 項の規定による届出は、ばい煙特定施設設置届出書（別記第 1 号様式）の正本にその写し 1 通を添えて行うものとする。

2 条例第13条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工場等の業種及び主要生産品目
- (2) 工場等に常時勤務する従業員の数

- (3) 工場等の敷地面積及び建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）
- (4) 公害防止のための組織並びに担当責任者の職名及び氏名
- (5) 工場等の通常の始業及び終業の時刻

3 条例第13条第2項（条例第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
- (2) ばい煙の量に関する説明書
- (3) 工場等の事業経歴書
- (4) 工場等及びその付近の見取図
- (5) 工場等の組織図

（ばい煙特定施設の種類等の変更の届出）

第5条 条例第15条第1項の規定による届出は、ばい煙特定施設種類等変更届出書（別記第2号様式）の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第15条第2項において準用する条例第13条第2項に規定する規則で定める書類は、前条第3項第1号及び第2号に掲げる書類とする。

（氏名の変更等の届出）

第6条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

- (1) 条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出 氏名変更等届出書（別記第3号様式）
- (2) ばい煙特定施設の使用の廃止の届出 廃止届出書（別記第4号様式）

（承継の届出）

第7条 条例第19条第3項の規定による届出は、承継届出書（別記第5号様式）の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

（事故の復旧後の報告）

第8条 条例第21条第1項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が、当該事故の復旧後に市長に報告するときは、事故復旧報告書（別記第6号様式）により行うものとする。

（ばい煙の測定等）

第9条 条例第22条の規定による測定は、硫黄酸化物について、別表第2の備考に掲げる硫黄酸化物の量の測定法により年2回（継続して休止する期間が6月以上の施設については、年1回）以上行うものとする。

2 条例第22条の規定による測定の結果は、ばい煙量測定記録表（別記第7号様式）により記録し、その記録を3年間保存するものとする。

（建築物の所有者等が飛散防止措置を講ずべき粉じん）

第10条 条例第23条に規定する規則で定める粉じんは、石綿とする。

（環境基本法に基づく環境基準に係る地域の指定）

第10条の2 環境基本法第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域は、別表第2の2のとおりとする。

（平24規則33・追加）

（騒音規制法等に基づく規制の対象となる地域等の指定）

第10条の3 次に掲げる規定により指定する地域又は区域は、浦安市の用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）とする。

(1) 騒音規制法第3条第1項

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号

(3) 悪臭防止法第3条

(4) 振動規制法第3条第1項

(5) 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号

2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により定める区域は、別表第2の3のとおりとする。

（平24規則33・追加）

（騒音等特定施設）

第11条 条例第24条第1号に規定する規則で定める施設は、別表第3のとおりとする。

（特定作業）

第12条 条例第24条第2号に規定する規則で定める作業は、別表第4のとおり

りとする。

(騒音等の規制基準)

第13条 条例第25条第1項の規定により規則で定める規制基準並びに騒音規制法第4条第1項及び振動規制法第4条第1項の規定により定める規制基準は、別表第5のとおりとする。

2 振動規制法施行規則別表第2の備考の1及び2の規定により市長が定める区域及び時間は、別表第5の2のとおりとする。

3 悪臭防止法第4条第2項の規定により定める規制基準は、別表第5の3のとおりとする。

(平24規則33・一部改正)

(騒音等特定施設の設置の届出)

第14条 条例第27条第1項、第29条第1項又は第30条第2項の規定による届出(条例第29条第1項又は第30条第2項の規定による届出にあっては、騒音等特定施設に係る届出に限る。)は、それぞれ騒音等特定施設設置届出書(別記第8号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第27条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 工場等の事業内容

(2) 工場等に常時勤務する従業員の数

(3) 騒音等特定施設の型式

(4) 工場等の所在地の属する地域の用途地域の種類

3 条例第27条第2項(条例第29条第2項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、工場等及びその付近の見取図とする。

(平24規則33・一部改正)

(特定作業の実施の届出)

第15条 条例第28条第1項、第29条第1項又は第30条第2項の規定による届出(条例第29条第1項又は第30条第2項の規定による届出にあっては、特定作業に係る届出に限る。)は、特定作業実施届出書(別記第9号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第28条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 工場等の事業内容
- (2) 工場等に常時勤務する従業員の数
- (3) 特定作業の種類
- (4) 特定作業で使用する施設の型式
- (5) 工場等の所在地の属する地域の用途地域の種類

3 条例第28条第2項（条例第29条第2項及び第30条第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、工場等及びその付近の見取図とする。

（騒音等特定施設等の変更の届出）

第16条 条例第30条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

- (1) 条例第27条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更の届出 騒音等特定施設の種類ごとの数等変更届出書（別記第10号様式）
- (2) 条例第28条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更の届出 特定作業期間等変更届出書（別記第11号様式）
- (3) 条例第27条第1項第4号又は第28条第1項第5号に掲げる事項の変更の届出 騒音等特定施設及び特定作業に係る騒音等の防止の方法変更届出書（別記第12号様式）

（騒音等特定施設等の変更の届出を要しない範囲）

第17条 条例第30条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第27条第1項第3号に掲げる事項の変更にあつては、騒音に係る騒音等特定施設についてはその種類ごとの数を当該騒音等特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍を超えて増加しない場合、振動に係る騒音等特定施設についてはその種類及び能力ごとの数を増加しない場合
- (2) 条例第27条第1項第5号に掲げる事項の変更にあつては、騒音等特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

- (3) 条例第28条第1項第3号に掲げる事項の変更にあつては、特定作業を行う期間が短縮される場合又は作業開始時刻の繰上げ若しくは作業終了時刻の繰下げを伴わない場合

(氏名の変更等の届出)

第18条 条例第33条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

- (1) 条例第27条第1項第1号若しくは第2号又は第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更の届出 氏名変更等届出書（別記第3号様式）

- (2) 騒音等特定施設の使用又は特定作業の廃止の届出 廃止届出書（別記第4号様式）

(承継の届出)

第19条 条例第34条第3項の規定による届出は、承継届出書（別記第5号様式）の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

(特定建設作業)

第20条 条例第36条に規定する規則で定める作業は、別表第6のとおりとする。ただし、次に掲げる作業は除く。

- (1) 当該作業がその作業を開始した日に終わるもの

- (2) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業及び振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業

(平24規則33・一部改正)

(特定建設作業の実施の届出)

第21条 条例第37条第1項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（別記第13号様式）の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第37条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

- (2) 特定建設作業の種類

- (3) 特定建設作業に使用される別表第6に掲げる機械の名称、型式及び仕様
- (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第37条第3項に規定する規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。

（特定建設作業に係る騒音等の基準）

第22条 条例第38条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第7のとおりとする。

（拡声機の使用基準）

第23条 条例第39条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第8のとおりとする。

（夜間の騒音の規制の対象となる営業）

第24条 条例第41条第1項に規定する規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。ただし、専ら仕出しを目的とするもの、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの及びホテル又は旅館において専らその宿泊客に利用させるものを除く。）
- (2) ガソリンスタンド営業
- (3) 液化石油ガススタンド営業
- (4) ボーリング場営業
- (5) ゴルフ練習場営業
- (6) 洗車場営業
- (7) 駐車場営業

- (8) カラオケ店営業
- (9) パチンコ店営業
- (10) ゲームセンター営業
- (11) コンビニエンスストア営業
- (12) コンテナ倉庫営業（コンテナを倉庫として貸し出すことを業とするものをいう。）

（令3規則12・一部改正）

（飲食店営業等に係る騒音の基準）

第25条 条例第41条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第9のとおりとする。

（駐車場の規模）

第26条 条例第44条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車の収容能力が5台又は自動車の駐車の用途に供する部分の面積が125平方メートルとする。

（低公害車）

第27条 条例第46条に規定する規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 電気を動力源とする自動車
- (2) 主として天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
- (3) 主としてメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車
- (4) 内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載し、走行状況に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有する自動車

（揚水施設の構造基準等）

第28条 条例第47条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第10のとおりとする。

2 条例第47条第2項に規定する規則で定める採取量は、1日の採取量が20立方メートル、1日当たりの月平均採取量が10立方メートルとする。

（揚水施設の設置の届出）

第29条 条例第48条第1項の規定による届出は、揚水施設設置届出書（別記

第14号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第48条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 揚水施設の名称又は番号
- (2) 採取量の測定の方法
- (3) 地下水位の著しい低下の防止の方法

3 条例第48条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 揚水施設の付近の見取図
- (2) 揚水施設に係る主要配管系統図及び地下水利用系統図
- (3) 揚水施設の構造概要図

(揚水施設の採取量等の変更の届出)

第30条 条例第50条の規定による届出は、揚水施設採取量等変更届出書(別記第15号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

(氏名の変更等の届出)

第31条 条例第53条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

- (1) 条例第48条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出 氏名変更等届出書(別記第3号様式)
- (2) 揚水施設の使用の廃止の届出 廃止届出書(別記第4号様式)

(承継の届出)

第32条 条例第54条第3項の規定による届出は、承継届出書(別記第5号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

(採取量の報告者等)

第33条 条例第56条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 揚水機の出力が0.6キロワットを超える揚水施設を設置している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、地盤の沈下又は地下水位の低下を生じさせるおそれがあると市長が認める揚水施設を設置している者

2 条例第56条の規定による測定は、水量測定器によるものとする。ただし、水量測定器の設置が困難な場合にあつては、当該揚水機専用の積算電力計に

よって採取量を算出することができる。

3 条例第56条の規定による記録は自動記録計又は積算記録計により記録して行い、その結果は地下水採取量測定記録表（別記第16号様式）に記録し、3年間保存するものとする。

4 条例第56条の規定による報告は、毎年2月末日までにその前年の採取量について地下水採取量報告書（別記第17号様式）を提出して行うものとする。
（立入検査の身分証明書）

第34条 条例第69条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（別記第18号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月4日規則第43号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日規則第60号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月26日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条）

（令3規則12・令4規則60・一部改正）

施設の種類	規模又は能力
廃棄物焼却炉	火格子面積若しくは火床面積が1平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上であること。

備考 次に掲げる施設は除く。

1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい

煙発生施設

2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）

3 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（以下「ガス工作物」という。）

別表第2（第3条）

（令3規則12・一部改正）

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

（この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。）

q 硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 1.75

He 次の式により補正された排出口の高さ（単位 メートル））

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

（これらの式において、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度））

備考 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

1 日本産業規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、日本産業規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

2 日本産業規格K2301、日本産業規格K2541又は日本産業規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、日本産業規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

3 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）別表第1の備考の3の規定により環境大臣が定める方法

別表第2の2（第10条の2）

（平24規則33・追加）

地域類型	指定地域
A	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域及び第二種住居地域
C	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、それぞれ、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域をいう。

別表第2の3（第10条の3第2項）

（平24規則33・追加）

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考のa区域、b区域及びc区域	市長が定めた区域
a区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
b区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
c区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

別表第3（第11条）

1 騒音に係る騒音等特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） エ 液圧プレス オ 機械プレス カ ^{せん} 剪断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） キ 鍛造機 ク ワイヤフォーマリングマシン ケ ブラスト コ タンブラー サ ^{びよう} 製鋌機 シ ^{てい} 製釘機 ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研磨機 チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機

	イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
5	繊維機械 ア 織機（原動機を用いるものに限る。） イ 紡績機械 ウ 編組機 エ 撚糸機 <small>ねん</small>
6	建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント
7	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー ウ 碎木機 エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） カ かんな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製瓶機
15	ドラム缶洗淨機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。）
19	走行クレーン

	ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。） イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）
20	集じん装置
21	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
22	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
23	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同項第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
 - 2 電気工作物
 - 3 ガス工作物
- 2 振動に係る騒音等特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ 剪断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

	カ 鍛造機 キ ワイヤフォーマーマシン
2	圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリート製品製造機械 ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。） イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される
同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気工作物
- 3 ガス工作物

別表第4（第12条）

番号	作業の種類
1	板金又は製缶の作業
2	鉄骨又は橋梁 ^{りょう} の組立ての作業（特定建設作業に該当するものを除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業（特定建設作業に該当するものを除く。）

備考 騒音等特定施設を設置して行う作業は除く。

別表第5（第13条第1項）

（平24規則33・平27規則43・令3規則12・一部改正）

1 騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種住居地域及び第二種住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - （1） 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指

示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

5 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

6 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域以外の区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「入院施設を有する診療所」という。）

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）

2 振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から午後 7 時 まで	午後 7 時から翌日の午 前 8 時まで
第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定点は、原則として振動源の存する敷地の境界線とする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル

4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

6 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

7 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

別表第5の2（第13条第2項）

（平24規則33・追加）

1 区域

振動規制法施行規則別表第2の備考の1の第一種区域又は第二種区域	市長が定めた区域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

第二種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
-------	--------------------

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

2 昼間及び夜間の時間

区分	時間
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで

別表第5の3（第13条第3項）

（平24規則33・追加）

1 悪臭防止法第4条第2項第1号に規定する規制基準

地域	大気の臭気指数の許容限度
第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域	12
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	13

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

2 悪臭防止法第4条第2項第2号に規定する規制基準

1に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

3 悪臭防止法第4条第2項第3号に規定する規制基準

地域	排水の臭気指数の許容限度
第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域	28
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	29

備考 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

別表第6（第20条）

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	^{びょう} 鋌打機及びインパクトレンチを使用する作業
3	さく岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
7	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
8	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
10	振動ローラを使用する作業

別表第7（第22条）

(平24規則33・一部改正)

項目 \ 規制の対象	騒音	振動	適用除外
騒音等の大きさ	85デシベルを超えないこと。	75デシベルを超えないこと。	
作業時間	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。		(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)
1日の作業時間	10時間を超えないこと。		(1)又は(2)
作業期間	連続して6日を超えないこと。		(1)又は(2)
作業日	日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日でないこと。		(1)、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)

備考

- この基準は、騒音等の大きさが基準に該当しない特定建設作業について、条例第38条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、1日の作業時間の基準にかかわらず、1日における作業時間を10時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。
- 適用除外の欄に掲げる(1)から(6)までは、次のとおりとする。
 - 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - 道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定により道路の占用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を行うべきこととされた場合

(5) 道路交通法第77条第3項の規定により道路の使用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を行うべきこととされた場合

(6) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として当該特定建設作業を行う場合であって、当該作業場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため行う必要があるとき。

3 騒音に係るデシベルとは、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の1に規定するところによる。

4 騒音の測定は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の2に規定するところによる。

5 騒音の測定点は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の3に規定するところによる。

6 騒音の測定方法は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の4に規定するところによる。

7 振動に係るデシベルとは、別表第5の2 振動に係る規制基準の備考の1に規定するところによる。

8 振動の測定は、別表第5の2 振動に係る規制基準の備考の2に規定するところによる。

9 振動の測定点は、別表第5の2 振動に係る規制基準の備考の3に規定するところによる。

10 振動の測定方法は、別表第5の2 振動に係る規制基準の備考の4に規定するところによる。

別表第8（第23条）

（平24規則33・平27規則43・一部改正）

規制の項目	使用基準
区域 第一種低層住居専用地域及	50デシベル以下

ごとの音	び第一種中高層住居専用地域	
量	第一種住居地域及び第二種住居地域	55デシベル以下
	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル以下
使用禁止時間		午後7時から翌日の午前10時まで
使用制限時間		1回の使用時間は、10分以内とし、1回につき10分休止すること。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
拡声機の間隔		2以上の拡声機（携帯して使用する拡声機を除く。）を使用する場合は、その間隔は、50メートル以上とする。
拡声機の使用位置		地上7メートル以上の位置で使用しないこと。
興行場等における拡声機の使用		風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業をいう。）を営む施設及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。

備考

- この基準が適用される拡声機の使用とは、道路、海岸、公園その他の不特定の人が自由に利用する場所において拡声機を使用すること又は拡声機を使用する者の占有する場所から外に向けて拡声機を使用することをいう。
- デシベルとは、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の1に規定

するところによる。

3 音量の測定は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の2に規定するところによる。

4 音量の測定点は、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点とする。（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点及びその建築物の存する最も近い地点とする。）

5 音量の測定方法は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の4に規定するところによる。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合（同一の場所において10分以上使用する場合を除く。）に係る音量の大きさの決定については、騒音計の指示値によるものとする。

6 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第2の2の備考に規定するところによる。

7 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域以外の区域に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における使用基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

別表第9（第25条）

（平24規則33・平27規則43・一部改正）

時間の区分	午後10時から翌日の午前6時まで
区域の区分	
第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域	40デシベル以下
第一種住居地域及び第二種住居地域	45デシベル以下
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50デシベル以下

備考

- 1 デシベルとは、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の1に規定するところによる。
- 2 騒音の測定は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の2に規定するところによる。
- 3 騒音の測定点は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の3に規定するところによる。
- 4 騒音の測定方法は、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の4に規定するところによる。
- 5 飲食店営業等のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制を受けるものについては、この基準は適用しない。
- 6 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とは、別表第5の1 騒音に係る規制基準の備考の4に規定するところによる。
- 7 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域以外の区域に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

別表第10（第28条第1項）

揚水施設の構造基準 吐出口の断面積による区分	ストレーナーの位置 (地表面下 単位 メートル)	揚水機の出力 (単位 キロワット)
6平方センチメートル以下	—	0.6以下
6平方センチメートルを超え 21平方センチメートル以下	650以深	—

別記第1号様式(第4条第1項)

ばい煙特定施設設置届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

ばい煙特定施設の設置について、浦安市環境保全条例第 条第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の概要	名称			
	所在地			
	業種			
	主要生産品目			
	常時勤務する従業員の数			
	敷地面積		建築面積	
	公害防止のための組織並びに担当責任者の職名及び氏名			
	通常の始業及び終業の時刻	始業時刻	時	分
終業時刻		時	分	
ばい煙特定施設の概要	種類(該当するものを○で囲むこと。)	1 ボイラー 2 廃棄物焼却炉		
	構造	別紙1のとおり。		
	使用の方法	別紙2のとおり。		
	ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		
※受付年月日		※整理番号		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 種類の欄については、浦安市環境保全条例施行規則別表第1に掲げる施設の種類を基準とすること。
- 工場等の事業経歴書、工場等の見取図、工場等の付近の見取図及び工場等の組織図を添付すること。

別紙1

ばい煙特定施設の構造

工場等における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日		年 月 日
着手予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
規模 又は 能力	伝熱面積(m ²)	
	火格子面積又は火床面積(m ²)	
	焼却能力(kg/h)	
添付 書類	1 ばい煙特定施設の構造概要図(主要寸法を記入すること。) 2 ばい煙特定施設の配置図 3 ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類	

備考

- 1 新設の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、既設の届出の場合には設置年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 規模又は能力の欄には、浦安市環境保全条例施行規則別表第1に掲げる施設の規模又は能力を記入すること。

別紙2

ばい煙特定施設の使用の方法

工場等における施設番号			
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時 分から 時 分まで 時間／回 回／日 日／月	
	季節変動		
原材料(ばい煙の発生に 影響のあるものに限る。)	種類		
	使用割合		
	原材料中の硫黄の成分 割合(%)		
	1日の使用量		
燃料	種類		
	燃料中の硫黄の成分割 合(%)		
	発熱量		
	使用量	最大	通常
	混焼割合		
排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大	通常
	乾き	最大	通常
排出ガス温度(°C)			
ばい煙の濃度	硫黄酸化物 (容量比ppm)	最大	通常
ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常
参考事項			
添付書類	ばい煙の量に関する説明書		

備考

- 1 原材料中の硫黄の成分割合(%)の欄及び燃料中の硫黄の成分割合(%)の欄の記入に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設について、一工程中の排出量の変動の状況等を記載すること。

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場等における施設番号						
処理に係るばい煙特定施設の工場等における施設番号						
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式						
設置年月日				年 月 日		
着手予定年月日				年 月 日		
使用開始予定年月日				年 月 日		
処理能力	排出ガス量(Nm ³ /h)		最大			
			通常			
	排出ガス温度(°C)		処理前			
			処理後			
	ばい煙	濃度	硫黄酸化物(容量比ppm)		処理前	
			硫黄酸化物(容量比ppm)		処理後	
		量	硫黄酸化物(Nm ³ /h)	最大	処理前	
				通常	処理後	
	捕集効率		硫黄酸化物(%)			
	使用状況		1日の使用時間及び月使用日数等		時 分から 時 分まで 時間/回 回/日 日/月	
季節変動						
排出口の実高さ Ho(m)						
補正された排出口の高さ He(m)						
排出速度(m/s)						
添付書類		ばい煙処理施設の構造概要図(主要寸法を記入すること。)				

備考

- 1 新設の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、既設の届出の場合には設置年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さHeは、浦安市環境保全条例施行規則別表第2に掲げる式により算出すること。

第2号様式(第5条第1項)

ばい煙特定施設種類等変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

ばい煙特定施設の種類の種類等の変更について、浦安市環境保全条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の概要	名称		
	所在地		
ばい煙特定施設の種類の種類等の変更点	<input type="checkbox"/> 種類(該当するものを○で囲むこと。)	1 ボイラー 2 廃棄物焼却炉	
	<input type="checkbox"/> 構造	別紙のとおり。	
	<input type="checkbox"/> 使用の方法	別紙のとおり。	
	<input type="checkbox"/> ばい煙の処理の方法	別紙のとおり。	
変更の理由			
設置届出年月日	年 月 日	届出済整理番号	
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。
- 種類の欄については、浦安市環境保全条例施行規則別表第1に掲げる施設の種類を基準とすること。
- 設置届出年月日の欄には、ばい煙特定施設設置届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、ばい煙特定施設設置届出書に記載された整理番号を記入すること。
- 別紙については、第1号様式の別紙1から3までのうち、変更のあるものについて、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

第3号様式(第6条第1号・第18条第1号・第31条第1号)

氏名変更等届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

氏名等に変更があつたので、浦安市環境保全条例第 条の規定により、次のとおり届出ます。

届出済のばい煙特定施設等	区分	<input type="checkbox"/> ばい煙特定施設 <input type="checkbox"/> 騒音等特定施設 <input type="checkbox"/> 特定作業 <input type="checkbox"/> 揚水施設		
	届出年月日	年 月 日		
	整理番号			
変更の内容	<input type="checkbox"/> 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名) <input type="checkbox"/> 工場等の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 特定作業を行う場所 <input type="checkbox"/> 揚水施設の設置の場所			
	変更前			
	変更後			
変更年月日	年 月 日			
変更の理由				
※受付年月日		※整理番号		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。

第4号様式(第6条第2号・第18条第2号・第31条第2号)

廃止届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

ばい煙特定施設の使用等を廃止したので、浦安市環境保全条例第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済のばい煙特定施設等	区分	<input type="checkbox"/> ばい煙特定施設 <input type="checkbox"/> 騒音等特定施設 <input type="checkbox"/> 特定作業 <input type="checkbox"/> 揚水施設	
	届出年月日	年 月 日	
	整理番号		
△工場等の名称			
△工場等の所在地			
△特定作業を行う場所			
△揚水施設の設置の場所			
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。
- △欄は、該当するものに記入すること。

第5号様式(第7条・第19条・第32条)

承継届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

ばい煙特定施設等に係る届出者の地位を承継したので、浦安市環境保全条例第 条第項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済のばい煙特定施設等	区分	<input type="checkbox"/> ばい煙特定施設 <input type="checkbox"/> 騒音等特定施設 <input type="checkbox"/> 特定作業 <input type="checkbox"/> 揚水施設	
	届出年月日	年 月 日	
	整理番号		
△工場等の名称			
△工場等の所在地			
△特定作業を行う場所			
△揚水施設の設置の場所			
承継年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
承継の原因 (該当するものを○ で囲むこと。)	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割		
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。
- △欄は、該当するものに記入すること。

第6号様式(第8条)

事故復旧報告書

年 月 日

(宛先)浦安市長

報告者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

浦安市環境保全条例第21条第1項の事故に係るばい煙特定施設について、当該事故の復旧を完了したので、次のとおり報告します。

工場等の名称			
工場等の所在地			
事故発生のばい煙特定施設の種類の種類(該当するものを○で囲むこと。)	1 ボイラー 2 廃棄物焼却炉		
設置届出年月日	年 月 日	届出済整理番号	
事故発生の日時	年 月 日	時 分	
通報の日時	年 月 日	時 分	
△事故の状況	別紙のとおり。		
△事故について講じた応急の措置の方法	別紙のとおり。		
△被害発生の状況	別紙のとおり。		
△事故についての復旧工事の方法	別紙のとおり。		
事故復旧工事完了の日時	年 月 日	時 分	
事故処理担当部課名、事故処理担当責任者氏名及び連絡先	電話番号		
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 事故発生のばい煙特定施設の種類の欄については、浦安市環境保全条例施行規則別表第1に掲げる施設の種類を基準とすること。
- 設置届出年月日の欄には、ばい煙特定施設設置届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、ばい煙特定施設設置届出書に記載された整理番号を記入すること。
- △欄については、別紙によること。

第7号様式(第9条第2項)

ばい煙量測定記録表

ばい煙特定施設の種類			工場等における施設番号									
測定の年月日並びに開始時刻及び終了時刻	測定者	測定箇所	測定方法	ばい煙特定施設の使用状況	原材料又は燃料の種類及び硫黄の成分割合(%)	排出ガス量(Nm ³ /h)		硫黄酸化物の量(Nm ³ /h)		硫黄酸化物の濃度(ppm)		備考
						平均	最大	平均	最大	平均	最大	

備考 原材料又は燃料の種類及び硫黄の成分割合(%)の欄の記入に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

第8号様式(第14条第1項)

騒音等特定施設設置届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

騒音等特定施設の設置について、浦安市環境保全条例第 条第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称									
工場等の所在地									
工場等の事業内容									
工場等に常時勤務する従業員の数									
騒音等の防止の方法		別紙のとおり。							
騒音等特定施設の区分	騒音等特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)	設置又は着手予定の年月日	使用開始予定年月日	
用途地域の種類									
※受付年月日						※整理番号			

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 騒音に係る騒音等特定施設の騒音等の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 振動に係る騒音等特定施設の騒音等の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 騒音等特定施設の区分の欄には、騒音、振動又は騒音・振動の区分を記入すること。
- 騒音等特定施設の種類の欄には、騒音に係る騒音等特定施設については浦安市環境保全条例施行規則別表第3の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を、振動に係る騒音等特定施設については同規則別表第3の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記入すること。
- 用途地域の種類の欄には、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の種類を記入すること。
- 騒音等特定施設の配置図、工場等の見取図及び工場等の付近の見取図を添付すること。

第9号様式(第15条第1項)

特定作業実施届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

特定作業の実施について、浦安市環境保全条例第 条第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定作業の区分		<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動		
特定作業を行う場所	名称			
	所在地			
	状況			
工場等の事業内容				
工場等に常時勤務する従業員の数				
特定作業の概要	特定作業の種類			
	使用する施設			
	使用する施設の型式及び能力			
	使用する施設の数			
	特定作業の実施期間等	特定作業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
		1日の作業時間	時から 時まで	時から 時まで
		1か月の作業日数	日/月	日/月
季節変動				
騒音等の防止の方法	別紙のとおり。			
用途地域の種類				
添付書類	1 特定作業に使用される施設の配置図 2 工場等の見取図及び工場等の付近の見取図			
※受付年月日		※整理番号		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。
- 状況の欄には、特定作業を行う場所が、屋内か、屋外かを明記すること。
- 特定作業の種類欄には、浦安市環境保全条例施行規則別表第4に掲げる番号及び作業の種類を記入すること。
- 騒音等の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、特定作業を行う建屋の構造、遮音塀の設置等騒音又は振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。
- 用途地域の種類欄には、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の種類を記入すること。

第10号様式(第16条第1号)

騒音等特定施設の種類ごとの数等変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

騒音等特定施設の種類ごとの数等の変更について、浦安市環境保全条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置届出年月日	年 月 日		届出済整理番号					
工場等の名称								
工場等の所在地								
用途地域の種類								
騒音等特定施設の区分	騒音等特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)	変更予定年月日
				変更前	変更後			
変更の理由								
※受付年月日				※整理番号				

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 設置届出年月日の欄には、騒音等特定施設設置届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、騒音等特定施設設置届出書に記載された整理番号を記入すること。
- 用途地域の種類の欄には、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の種類を記入すること。
- 騒音等特定施設の区分の欄には、騒音、振動又は騒音・振動の区分を記入すること。
- 騒音等特定施設の種類の欄には、騒音に係る騒音等特定施設については浦安市環境保全条例施行規則別表第3の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を、振動に係る騒音等特定施設については同規則別表第3の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記入すること。
- 騒音等特定施設の配置図、工場等の見取図及び工場等の付近の見取図を添付すること。

第11号様式(第16条第2号)

特定作業期間等変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

特定作業の期間等の変更について、浦安市環境保全条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定作業の区分		<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動		
作業実施届出年月日		年 月 日	届出済整理番号	
特定作業を行う場所	名称			
	所在地			
	状況			
用途地域の種類				
変更する特定作業の概要	特定作業の種類			
	変更の区分	変更前	変更後	
	使用する施設			
	使用する施設の型式及び能力			
	使用する施設の数			
	特定作業の実施期間等	特定作業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
		1日の作業時間	時から 時まで	時から 時まで
	1か月間の作業日数	日/月	日/月	
	季節変動			
変更の理由				
添付書類	1 特定作業に使用される施設の配置図 2 工場等の見取図及び工場等の付近の見取図			
※受付年月日		※整理番号		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する口にレ印を付けること。
- 作業実施届出年月日の欄には、特定作業実施届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、特定作業実施届出書に記載された整理番号を記入すること。
- 状況の欄には、特定作業を行う場所が、屋内か、屋外かを明記すること。
- 用途地域の種類の欄には、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の種類を記入すること。
- 特定作業の種類の欄には、浦安市環境保全条例施行規則別表第4に掲げる番号及び作業の種類を記入すること。

第12号様式(第16条第3号)

騒音等特定施設及び特定作業に係る騒音等の防止の方法変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

騒音等特定施設 特定作業 に係る騒音等の防止の方法の変更について、浦安市環境保全条例第

30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済の騒音等特定施設 又は特定作業	区分	<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動	
	届出年月日	年 月 日	
	整理番号		
△工場等の名称			
△工場等の所在地			
△特定作業を行う場所			
騒音等の防止の方法	変更前	変更後	
	別紙のとおり。		
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。
- △欄は、該当するものに記入すること。
- 騒音等の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

第13号様式(第21条第1項)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

特定建設作業の実施について、浦安市環境保全条例第37条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される浦安市環境保全条例施行規則別表第6に掲げる機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業を行う場所				
特定建設作業を行う期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	時から	時まで		
	時から	時まで	時間	
騒音等の防止の方法				
発注者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)			電話番号	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所			電話番号	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)			電話番号	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所			電話番号	
添付書類	1 特定建設作業を行う場所の付近の見取図 2 建設工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)			
※受付年月日			※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 特定建設作業の種類欄には、浦安市環境保全条例施行規則別表第6に掲げる作業の種類を記入すること。
- 特定建設作業を行う期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記入については、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。

第14号様式(第29条第1項)

揚水施設設置届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

揚水施設の設置について、浦安市環境保全条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置の場所	名称	
	所在地	
	電話番号	
1日当たりの最大採取量		m ³
1日当たりの月平均採取量		m ³
ストレーナーの位置	地表面下	m
揚水機の吐出口の断面積		cm ²
地下水の用途		
その他揚水施設の概要	別紙のとおり。	
添付書類	1 揚水施設の配置図 2 揚水施設付近の見取図	
※受付年月日		※整理番号

備考 ※欄は、記入しないこと。

別紙

その他揚水施設の概要

設置年月日	年 月 日	揚水機 の 構造 及び 使用 の 方法	種類、名称、型式及 びメーカー	
着手予定年月日	年 月 日			
使用開始予定年月日	年 月 日			
揚水 施設 の 構造	名称又は番号		定格出力	kw
	井戸の深度	地表面下 m	最大吐出力	m ³ /分
	井戸の口径	mm	一日の使用時間	時から 時まで
地下水を必要とする理由				
採取量の測定 (該当するものを○ で囲むこと。)	専用積算電力計設置の有無	有(メーカー及び型式)	無	
	水量測定器設置の有無	有(メーカー及び型式)	無	
地下水位の測定を行う場合はその測定方法				
地下水位の著しい低下の防止の方法		別紙のとおり。		
添付書類	1 揚水施設に係る主要配管系統図及び地下水利用系統図 2 揚水施設の構造概要図			

備考

- 1 新設の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、既設の届出の場合には設置年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 地下水位の著しい低下の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、地下水の循環使用、地下水地下還元等の地下水位の著しい低下を防止するためにとりうる措置の方法及び民家、他工場等の井戸へ影響を及ぼした場合の措置を記入すること。

第15号様式(第30条)

揚水施設採取量等変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

揚水施設の採取量等の変更について、浦安市環境保全条例第50条の規定により、次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置の場所	名称		
	所在地		
	電話番号		
設置届出年月日	年 月 日	届出済整理番号	
変更の区分	変更前	変更後	
地下水の用途			
ストレーナーの位置	地表面下 m	地表面下 m	
揚水機の吐出口の断面積	cm ²	cm ²	
1日当たりの最大採取量	m ³	m ³	
1日当たりの月平均採取量	m ³	m ³	
揚水機の出力及び揚水能力	種類、名称、型式及びメーカー		
	定格出力	kw	kw
	最大吐出量	m ³ /分	m ³ /分
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
添付書類	1 揚水施設に係る主要配管系統図及び地下水利用系統図 2 揚水施設の構造概要図		
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 設置届出年月日の欄には、揚水施設設置届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、揚水施設設置届出書に記載された整理番号を記入すること。

地下水採取量測定記録表

年 月分

区分	揚水施設の番号又は名称				揚水施設の番号又は名称				
	吐出口の断面積	cm ²	cm ²	cm ²	吐出口の断面積	cm ²	cm ²	cm ²	
	日				日				
採取量	1日	m ³	m ³	m ³	18日	m ³	m ³	m ³	
	2日	m ³	m ³	m ³	19日	m ³	m ³	m ³	
	3日	m ³	m ³	m ³	20日	m ³	m ³	m ³	
	4日	m ³	m ³	m ³	21日	m ³	m ³	m ³	
	5日	m ³	m ³	m ³	22日	m ³	m ³	m ³	
	6日	m ³	m ³	m ³	23日	m ³	m ³	m ³	
	7日	m ³	m ³	m ³	24日	m ³	m ³	m ³	
	8日	m ³	m ³	m ³	25日	m ³	m ³	m ³	
	9日	m ³	m ³	m ³	26日	m ³	m ³	m ³	
	10日	m ³	m ³	m ³	27日	m ³	m ³	m ³	
	11日	m ³	m ³	m ³	28日	m ³	m ³	m ³	
	12日	m ³	m ³	m ³	29日	m ³	m ³	m ³	
	13日	m ³	m ³	m ³	30日	m ³	m ³	m ³	
	14日	m ³	m ³	m ³	31日	m ³	m ³	m ³	
	15日	m ³	m ³	m ³	計	m ³	m ³	m ³	
	16日	m ³	m ³	m ³	月間総採取量				m ³
	17日	m ³	m ³	m ³					
水位	測定日時	日時	日時	日時	揚水機停止後の経過時間	時間	時間	時間	
	揚水水位	地表面下 m	地表面下 m	地表面下 m	静止水位	地表面下 m	地表面下 m	地表面下 m	
測定方法					摘要				

第17号様式(第33条第4項)

地下水採取量報告書

年 月 日

(宛先)浦安市長

報告者 氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

地下水の採取量について、浦安市環境保全条例第56条の規定により、次のとおり報告します。

揚水施設の設置の場所	名称		
	所在地		
	電話番号		
設置届出年月日	年 月 日	届出済整理番号	
1日当たりの最大採取量	m ³		
1日当たりの月平均採取量	m ³		
添付書類	1 地下水採取量測定記録表の写しその他の測定結果を示す書類 2 地下水の水質を測定している場合は、その結果の写し		
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 設置届出年月日の欄には、揚水施設設置届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、揚水施設設置届出書に記載された整理番号を記入すること。
- 毎年2月末日までにその前年の採取量について報告すること。

第18号様式(第34条)

		第	号
浦安市環境保全条例第69条第2項に係る			
立入検査証			
所 属 職・氏名			
年 月 日発行			
浦安市長			印

← 8.5センチメートル →

↑ 5.4センチメートル ↓